

⇨ 中小企業会計指針とは

Q : 中小企業会計指針の改正案が出たようですが、中小企業会計指針とはどのようなものなのですか？

A : 中小企業が計算書類を作成する場合に拠ることが望ましい会計処理や注記等を示したものです。

【解説】

株式会社は、会社法により、計算書類の作成が義務付けられています。

この中小企業会計指針は、中小企業がこの計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示したもので、旧商法にいう「公正なる会計慣行」に該当するものといえます。

また、この中小企業会計指針は、会計参与制度における会計参与が、取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示したものでもあります。

この中小企業会計指針は、次の会社を除く会社を適用対象としています。コストベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定している処理の適用も一定の場合には認められるとしています。

- ① 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- ② 会計監査人を設置する会社及びその子会社

また、特例有限会社や合名会社、合資会社、合同会社についても本指針に拠ることが推奨されています。

